

ちあーずが出している施設基準

1. 歯科初心料の注1に規定する施設基準
2. 医療DX推進体制整備加算
3. 歯科外来診療医療安全対策加算 1
4. 歯科外来診療感染対策加算 1
5. 口腔管理体制強化加算
6. 明細書発行体制等加算
7. 歯科訪問診療料の注 1 5 に規定する基準
8. 歯科技工士連携加算
9. CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
10. クラウン・ブリッジ維持管理料
11. 歯外来・在宅ベースアップ評価料（1）

- 当院は保険医療機関です。
- 個人情報保護法を遵守しています。問診票・診療録・検査結果・X線写真・歯型・処方せん等の「個人情報」は、別掲の利用目的以外には使用しません。
- 当院はオンライン資格確認により取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を整えています。
- また、電子処方箋および診療情報共有サービスの導入により、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行っています。
- 通院困難な患者さんへ、在宅訪問診療を行っています。
- 継続的・定期的な口腔管理によってむし歯や歯周病など歯科疾患の発症や重症化を予防し、歯の喪失を防ぎ、将来にわたる口腔機能の維持・向上をめざし、患者の乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた継続管理や重症化予防のための適切な歯科医療の提供および保健指導を行い、口腔や全身の健康の維持増進に寄与することを目指しています。
- 個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。
なお、必要のない場合にはお申し出ください。
- 新しい義歯（取り外しできる入れ歯）を作るときの取り扱い新しい義歯を保険で作る場合には、前回製作時より6ヶ月以上を経過していなければ作製できません。他の歯科医院で作られた義歯の場合も同様です。
- 当院では診療情報の文書提供に努めています。
- 令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組み
- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある薬で、先発医薬品の処方を希望される場合には、先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いが必要です。先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、この限りではありません。
- 歯科初診料の注1に規定する基準歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフが常駐しています。